

## 文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）（案）についての意見

一般社団法人モデルエージェンシー協会

### （1）出演契約書ひな型について

多くの実演家は、フリーランスではなく、本人の代理でマネージメントをおこなう会社に所属しており、実演家の代理人が多く存在する実情があるにもかかわらず、フリーランスを対象とした契約書のひな型だけを掲載することが、あまり実務的とは考えにくく、発注者と実演家が結ぶ「業務委託契約書」ではなく、発注者と代理人であるマネージメント会社との間で結ぶ「出演契約書のひな型」も同様に掲載されることが妥当であると考えます。

フリーランスのモデルが事務所に所属したい主な理由が、フリーのままでは、出演の買取などの権利の剥奪、出演料の買いたたきや源泉徴収票や支払い明細がもらえない、直前キャンセル等のスケジュールの振り回し、大きな作品に出演できないなどです。事務所が盾になっていること、出演料や条件などの適正な専門的情報をもっていることで個人事業主の利益が確保できていると自信を持っていえます、ある種の分野では書面の整備がされるだけではこれらの問題の解決にはならないと思います。

尚、モデルエージェンシーは、その個人（モデル）のマネージメント業務（権利などの管理責任、契約業務の代行、スケジュール管理、計算請求代行（出演料、実費精算など）を、契約により個人より委託されている事業所です。

### （2）未成年者の出演契約について（成人ではない者に関して）

#### （Ⅳ 取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき事項等について）

##### 『（4）安全・衛生』

「高齢者や児童、未成年者、妊婦等の場合には、その年齢や学業等に応じた一層の配慮が求められる」という一文で記載されているのみです。特に、児童、年少者や未成年者においては、近年問題視される出演時間、作品の表現に関してや、契約の当事者など、成人とは異なる要因が多く、配慮のみでは全く不十分であるため、児童、年少者や未成年者が出演する際の出演契約においては、児童法や労働法ほか関連法に基づいた法律の解釈と、「未成年者（児童）の出演に関して」などとして、別枠として条件・注意点を記載すべきです。

### （3）権利譲渡の例の記載について

#### 『（5）権利』

「創作過程において生じた著作権、実演家等によって生じる著作隣接権は、その創作や実演等をおこなった芸術家に自動的に帰属する」と記されているにもかかわらず、「権利譲渡」について詳しく例を載せ

ているのは、多くの誤解を招く恐れがあります。

あくまでも「利用許諾」が前提であり、「権利譲渡」は特例とみなすような表現や記述にするべきである。特に、広告に出演する機会も増えている役者やモデルにとっては、「権利譲渡」の例の記載があることにより、許諾権の放棄が日常的に行われるといった実演家の権利の剥奪を奨励しているかのごとく解釈がなされ、実演家の権利がおおいに損なわれてしまうリスクが高くなってしまいます。

#### (4) ガイドラインに記載すべき項目

当団体一般社団法人日本モデルエージェンシー協会加盟会員社は、所属者のファッション・アパレルモデルとしての出演のみならず、TVCMやドラマ・バラエティ番組などの放送番組、イベント等実演家の要因を十分にみたした出演をサポートし、それらの出演の一件ずつを文書にて契約をおこなっています。これが可能になったのは、具体的な出演の条件を記された発注書面を指名、選考にかかわらず当協会の掲げるガイドラインをふまえた上、発注先よりいただくことで、オーディションや出演の稼働スケジュールの調整と併せて競合他社や競合商品への出演制限などの調整交渉の業務管理を行います。機密保持等の理由から案件への出演が決まらないかぎり当案件の契約書のドラフトは手元には届きません。

本案の目的を達成するためには、1.取引のガイドライン 2.発注書面のひな型 3.契約書のひな型 4.請求書のひな型 以上四つが揃うことで現実味をおびると提言します。

業界団体として適切な取引のひな型を常に検討していくことはとても大切なことだと思いますが、取引にまつわることなので、国税等の見解も加えた上での関係省庁、専門家との協議のもと継続的な調査、研究を行うことに賛同し協力いたします。

ひな型を作って終わりではなく、見直しや変更のためのルールも同時に作成できれば関係法令、条例等の改正と連動して能動的に実態に対応できるはずですので、ご検討宜しくお願い致します。